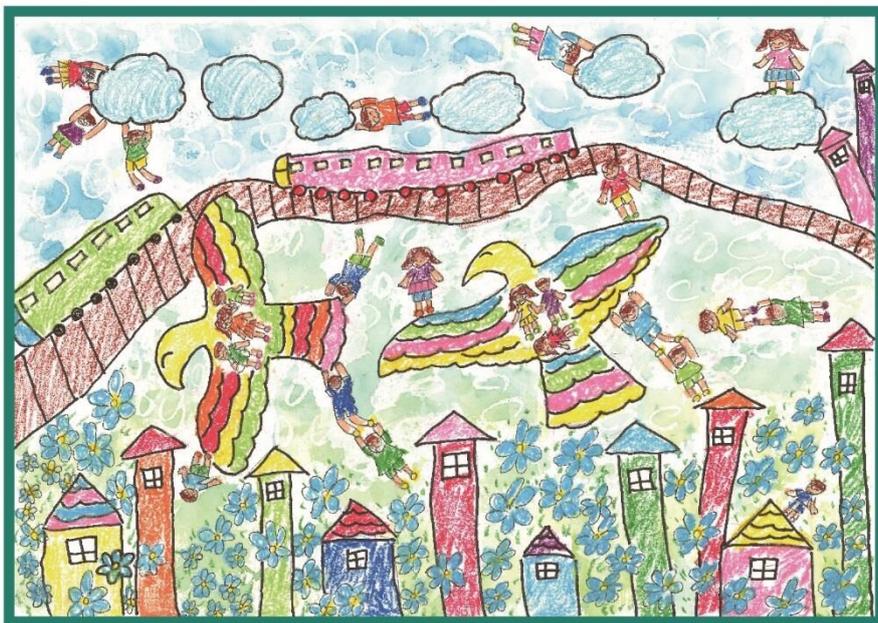
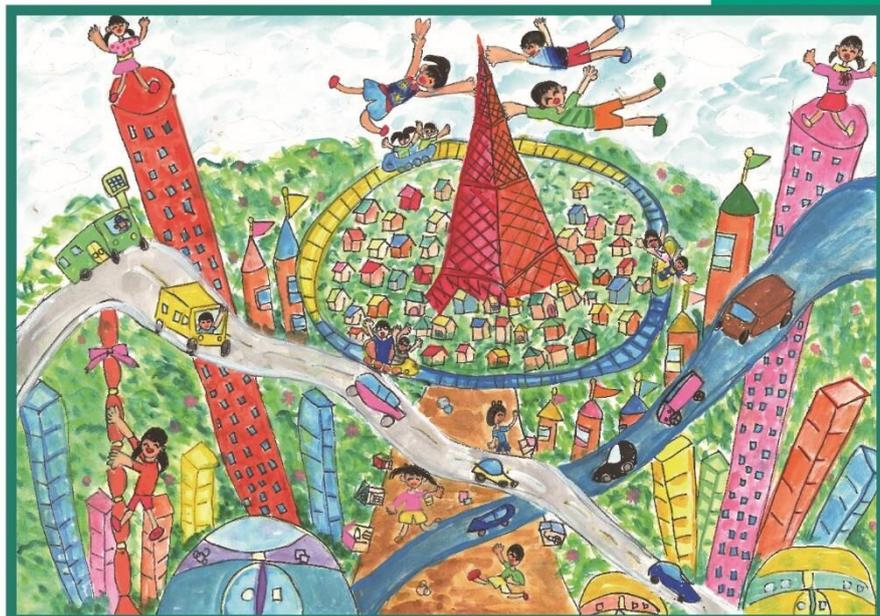


基本計画



八幡小学校 2年 中嶋 南菜子さん

八幡小学校 4年 鈴木 唯以さん



基本計画の構成

基本計画は、基本構想第3章「分野別将来目標」に基づいた市の主要施策の内容を示すもので、全42節で構成しています。

計画の内容は、節ごとに「現状と課題」「基本目標」「『共生・協働』」「『安全・安心』」に基づく取組方針」「成果指標」「施策の内容」「主要事業」の6項目で構成しています。

○基本計画を構成する6項目の内容

第1節 生涯にわたり楽しく学べる環境づくり (生涯学習)

1 現状と課題

本市では、平成3年7月1日の「生涯学習都市宣言」以降、市民が生涯学習（人を高める様々な学習活動）を通じて、人と人とのつながりを深め、家庭から地域、そして、まちを高めようとする市民のエネルギーをもとにまちづくりを推進してきました。

現在、生涯学習都市宣言から24年が経過し、生涯にわたり楽しく学び豊かな人間性を培うという生涯学習の概念は、広く市民に定着しています。また、市民の生涯学習に対する意識は、自らの個性や能力を伸ばすための新たな知識や技術を習得するだけでなく、習得した知識や技術を活かし、地域や社会に貢献するボランティア活動や市民活動へと発展しています。

市民が生涯にわたって自らを高め、豊かで充実した生活を送ることができるよう、更に学習機会を拡充するなど学習活動のための環境づくりが求められています。

また、市民が自発的・積極的に学習活動に取り組むことができるよう、生涯学習に関する情報の提供や相談体制を充実・強化する必要があります。

2 基本目標

市民一人ひとりが楽しく学び、その成果が活用されることにより、更に学習意欲が高まり、生涯にわたり学習しています。

3 「共生・協働」「安全・安心」に基づく取組方針

- ◆市民との協働により人材の育成事業の充実・強化を進めます。
- ◆誰もが安心して生涯にわたり楽しく学ぶことができる環境づくりを進めます。

節ごとの現状と主な課題を掲載しています。

市民等とともに実現を目指す「10年後のまちの状態」を掲載しています。

基本構想に掲げるまちづくりの基本理念「共生・協働」「安全・安心」に基づく取組方針を掲載しています。

「基本目標」を実現するための取組の成果を示す指標を掲載しています。この成果指標を用いて、「第5次八潮市総合計画」の進行管理を行います。

基本目標を実現するために必要な取組内容を掲載しています。

「施策の内容」に対応する事務事業のうち、「第5次八潮市総合計画」において特に重点的に実施する事務事業を抽出して掲載しています。

4 成果指標

指標名	現状値 (H26年度)	中間目標 (H32年度)	目標値 (H37年度)
生涯学習人財バンク登録者数	43人	55人	65人
市民活動支援コーナー利用者数	7,444人	8,000人	8,500人

5 施策の内容

- 生涯学習機会の充実**
多様化する市民の学習ニーズに対応するとともに、市民一人ひとりが生涯にわたり楽しく学べるよう学習機会の提供を充実します。
- 情報提供・相談体制の充実**
市民の主体的な学習活動を支援するため、生涯学習に関する情報提供や相談機能を充実します。
- 学習成果の活用**
市民が生涯学習に取り組むことによって得た知識や技術を活かすため、「生涯学習人財バンク」の充実を図るとともに、生涯学習の指導者としての活用を進めます。また、学習成果の発表の機会を拡充します。

6 主要事業

事業名	内容	担当課
やしお生涯学習館運営事業	・市民活動団体や生涯学習人財バンク登録者を活用し、各種講座を開催します。	市民協働推進課
生涯学習活動推進事業	・市民活動団体、生涯学習人財バンク登録者との協働により、学習成果の発表と交流を目的としたイベントを実施します。	市民協働推進課

【人財バンク登録講師企画講座（陶芸）】

基本計画

基本計画

23

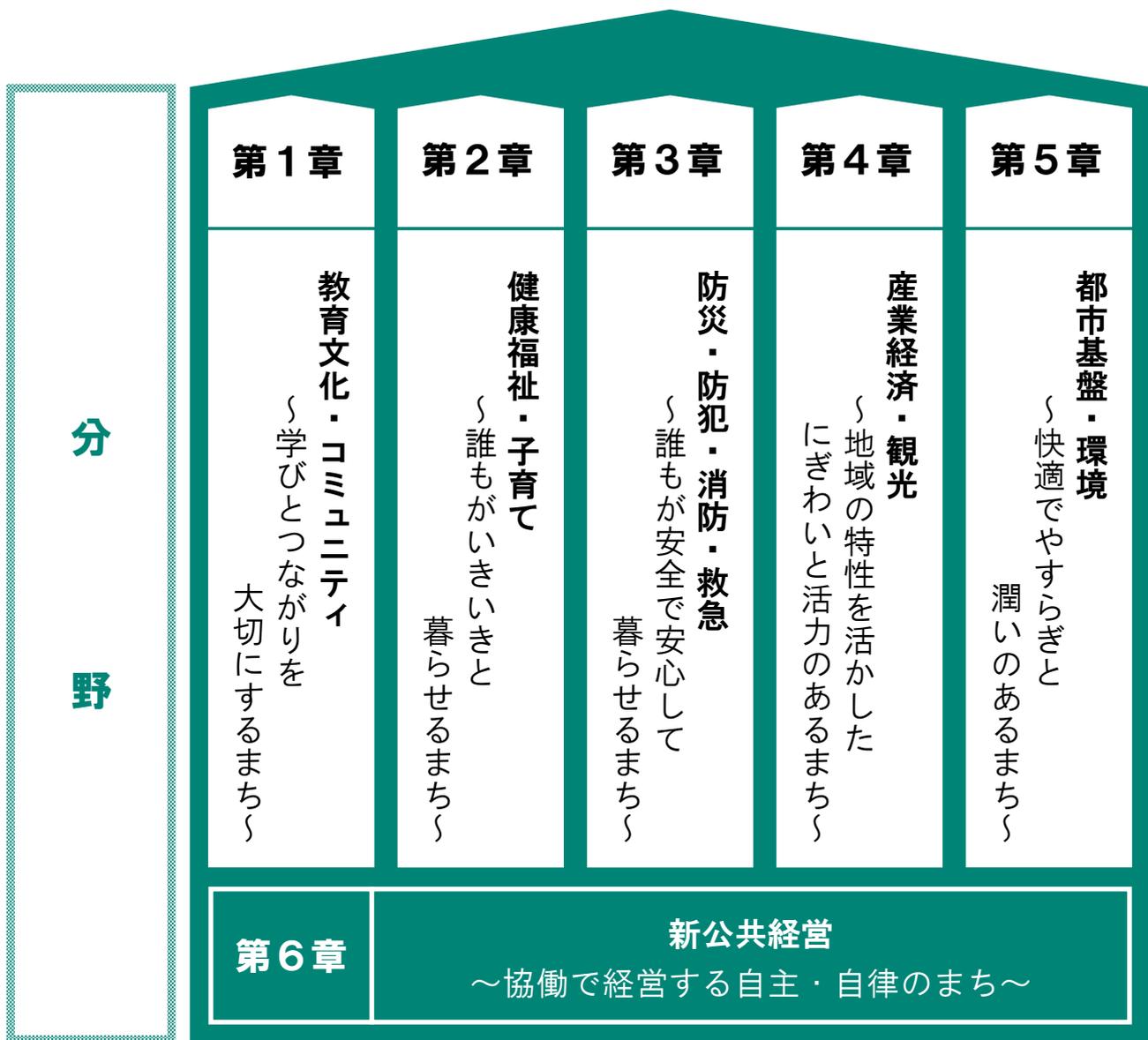
まちづくり
の基本理念

共生・協働

安全・安心

将来都市像

住みやすさナンバー1のまち 八潮



施策の体系

分野	施策
第1章 教育文化・ コミュニティ	第1節 生涯にわたり楽しく学べる環境づくり（生涯学習） 第2節 次代を担う人づくり（幼児教育・学校教育） 第3節 心豊かな青少年を育む環境づくり（青少年育成） 第4節 社会の要請に応えた教育の環境づくり（社会教育） 第5節 人権を尊重する社会づくり（人権教育） 第6節 平和な社会づくり（平和） 第7節 個性あふれる豊かな市民文化づくり（市民文化） 第8節 ふれあいと連帯感にみちた地域社会づくり（コミュニティ） 第9節 男女がともに育む社会づくり（男女共同参画社会）
第2章 健康福祉・ 子育て	第1節 とともに支え合う、心豊かな健康づくり（健康・保健） 第2節 いのちを守る医療体制づくり（医療） 第3節 誰もが安心して生活できる社会づくり（医療保険・国民年金） 第4節 スポーツ・レクリエーションに親しめる環境づくり（スポーツ・レクリエーション） 第5節 互いに支え合い誰もが安心して暮らせる社会づくり（地域福祉・生活福祉） 第6節 安心して暮らせ活躍できる長寿社会づくり（高齢者福祉・介護） 第7節 障がい者の安心を支える社会づくり（障がい者（児）福祉） 第8節 全ての子どもの幸せづくり（児童福祉・ひとり親家庭福祉）
第3章 防災・防犯・ 消防・救急	第1節 災害に強いまちづくり（防災・減災） 第2節 危機に備えた体制づくり（危機管理） 第3節 犯罪のない安全で安心なまちづくり（防犯） 第4節 市民を守るまちづくり（消防・救急） 第5節 交通事故のない安全で安心なまちづくり（交通安全） 第6節 安全・安心で豊かな消費生活づくり（消費者保護）
第4章 産業経済・ 観光	第1節 環境にやさしい魅力ある都市型農業づくり（農業） 第2節 魅力あふれる商業づくり（商業・サービス業） 第3節 活力ある工業づくり（工業） 第4節 水と花にふれあう観光づくり（観光） 第5節 いきいきと働ける就業環境づくり（労働）
第5章 都市基盤・ 環境	第1節 自然と調和した都市空間づくり（土地利用） 第2節 快適で住みやすい市街地づくり（市街地形成） 第3節 快適で便利な道路・交通網づくり（道路・交通） 第4節 水と緑ゆたかな都市景観づくり（景観、公園・緑地） 第5節 安全な水を供給する体制づくり（上水道） 第6節 治水と水循環によるまちづくり（治水・下水道） 第7節 安全で良質な住環境づくり（住宅・住環境） 第8節 環境にやさしいまちづくり（環境保全） 第9節 清潔できれいなまちづくり（環境衛生）
第6章 新公共経営	第1節 市民との協働によるまちづくり（協働・自治の推進） 第2節 市民に開かれたまちづくり（情報共有） 第3節 健全で計画的・効率的な行政の体制づくり（行財政運営） 第4節 公共施設資産の管理体制づくり（アセットマネジメント） 第5節 広域的な連携体制づくり（広域行政）

基本計画の見直しについて

第5次八潮市総合計画の基本計画において、社会経済状況の変化等に的確に対応していくため、原則として平成32年度に点検し、平成33年度に必要な応じて見直しを行うこととしています。(※「第5次八潮市総合計画」P11より一部抜粋)

令和2年度に点検を行った結果、見直しの必要があると判断されたことから、点検結果を踏まえ、令和3年度に見直しを行うこととしました。

今回の見直しにあたっては、社会経済状況の変化や新たな感染症（新型コロナウイルス（COVID-19）等）による生活様式の変化等への対応を行うとともに、新たな観点として、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている持続可能な開発目標であるSDGs、平成27年12月に開催された国連気候変動枠組条約第21回締結国会議（COP21）において、採択された「パリ協定」に基づいて、2050年までに、温室効果ガス※の排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルや脱炭素社会に関する項目等を追記しました。

また、第5次八潮市総合計画の基本計画に位置付けられた事業のうち、国土強靱化に係る事業を「八潮市国土強靱化地域計画」に基づき推進することで、近年多発している大規模災害等から市民の生命を最大限守ることをはじめ、生活経済への影響、市民の財産及び公共施設等の被害を軽減し、迅速な復旧・復興ができるよう、災害に強く、しなやかなまちづくりを目指します。

さらに、この度新たに策定する「第2期八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、総合戦略と総合計画が密接に連携していることや、一体的な進行管理が望ましいことを踏まえ、第2期総合戦略を総合計画へ統合して策定することとしました。

●カーボンニュートラル、脱炭素社会とは

カーボンニュートラルとは、温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味しており、令和2年10月、第203回臨時国会において、日本が2050年までにカーボンニュートラルを目指すことが宣言されています。

カーボンニュートラルの達成のためには、温室効果ガスの排出量の削減・吸収作用の保全及び強化をする必要があります。持続可能な経済社会をつくるため、カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けて、国や自治体、事業者のみならず、あらゆる主体が取り組む必要があるとされています。(環境省ホームページより一部抜粋)

●国土強靱化地域計画とは

いかなる災害が発生しようとも市民の生命を最大限守り、地域社会の機能を維持する「強さ」と、生活・経済への影響、市民の財産及び公共施設等の被害をできる限り軽減して、迅速な復旧・復興ができる「しなやかさ」をもち、市民の安全・安心を守るよう備えるための施策を、総合的かつ計画的に推進するための指針となる計画であり、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」第13条に基づき、策定される計画です。

SDGsとは

2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標となっており、持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成されています。

SDGsは、格差の問題、持続可能な消費や生産、気候変動対策など、先進国が自らの国内で取り組まなければならない課題を含む、全ての国に適用される普遍的（ユニバーサル）な目標です。

国では、内閣に設置されたSDGs推進本部により、平成28年12月に「SDGs実施指針」を決定し、関係府省庁が個別に行う取り組みと緊密に連携するよう進めていることから、地方自治体においても、各種計画や戦略、方針の策定や改定に当たっては、SDGsの要素を最大限反映することを奨励し、SDGsの達成に向けた取り組みが求められています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGsの17の目標（ゴール）一覧					
1 貧困をなくそう  あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる		2 飢餓をゼロに  飢餓を終わらせ、食糧安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する		3 すべての人に健康と福祉を  あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	
4 質の高い教育をみんなに  すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する		5 ジェンダー平等を実現しよう  ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児の能力の強化を行う		6 安全な水とトイレを世界中に  すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに  すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する		8 働きがいも経済成長も  包摂的かつ持続可能な経済成長およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する		9 産業と技術革新の基盤をつくろう  強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進およびイノベーションの推進を図る	
10 人や国の不平等をなくそう  国内および各国内の不平等を是正する		11 住み続けられるまちづくりを  包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市および人間居住を実現する		12 つくる責任つかう責任  持続可能な消費生産形態を確保する	
13 気候変動に具体的な対策を  気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じる		14 海の豊かさを守ろう  持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する		15 陸の豊かさを守ろう  陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復および生物多様性の損失を阻止する	
16 平和と公正をすべての人に  持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する		17 パートナーシップで目標を達成しよう  持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する			

基本計画におけるSDGsの17の目標（ゴール）

今回の基本計画の見直しに当たっては、SDGsに掲げられている17のゴールを、基本計画にある各節ごとに、該当する目標を一覧にして記載することとします。

第1章 教育文化・コミュニティ ～学びとつながりを大切にすまち～	
第1節 生涯にわたり楽しく学べる環境づくり（生涯学習）	  
第2節 次代を担う人づくり（幼児教育・学校教育）	       
第3節 心豊かな青少年を育む環境づくり（青少年育成）	   
第4節 社会の要請に応えた教育の環境づくり（社会教育）	 
第5節 人権を尊重する社会づくり（人権教育）	    
第6節 平和な社会づくり（平和）	   

第7節 個性あふれる豊かな市民文化づくり（市民文化）



第8節 ふれあいと連帯感にみちた地域社会づくり（コミュニティ）



第9節 男女がともに育む社会づくり（男女共同参画社会）



第2章 健康福祉・子育て ～誰もがいきいきと暮らせるまち～

第1節 とともに支え合う、心豊かな健康づくり（健康・保健）



第2節 いのちを守る医療体制づくり（医療）



第3節 誰もが安心して生活できる社会づくり（医療保険・国民年金）



第4節 スポーツ・レクリエーションに親しめる環境づくり（スポーツ・レクリエーション）



第5節 互いに支え合い誰もが安心して暮らせる社会づくり（地域福祉・生活福祉）



第6節 安心して暮らせ活躍できる長寿社会づくり（高齢者福祉・介護）



第7節 障がい者の安心を支える社会づくり（障がい者（児）福祉）



第8節 全ての子ども幸せづくり（児童福祉・ひとり親家庭福祉）



第3章 防災・防犯・消防・救急 ～誰もが安全で安心して暮らせるまち～

第1節 災害に強いまちづくり（防災・減災）



第2節 危機に備えた体制づくり（危機管理）



第3節 犯罪のない安全で安心なまちづくり（防犯）



第4節 市民を守るまちづくり（消防・救急）



第5節 交通事故のない安全で安心なまちづくり（交通安全）



第6節 安全・安心で豊かな消費生活づくり（消費者保護）



第4章 産業経済・観光 ～地域の特性を活かしたにぎわいと活力のあるまち～

第1節 環境にやさしい魅力ある都市型農業づくり（農業）



第2節 魅力あふれる商業づくり（商業・サービス業）



第3節 活力ある工業づくり（工業）



第4節 水と花にふれあう観光づくり（観光）

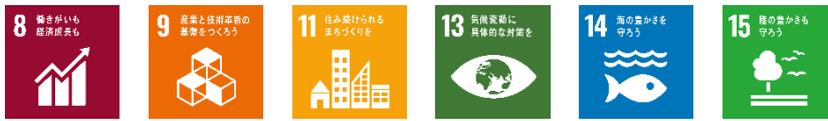


第5節 いきいきと働ける就業環境づくり（労働）



第5章 都市基盤・環境 ～快適でやすらぎと潤いのあるまち～

第1節 自然と調和した都市空間づくり（土地利用）



第2節 快適で住みやすい市街地づくり（市街地形成）



第3節 快適で便利な道路・交通網づくり（道路・交通）



第4節 水と緑ゆたかな都市景観づくり（景観、公園・緑地）



第5節 安全な水を供給する体制づくり（上水道）



第6節 治水と水循環によるまちづくり（治水・下水道）



第7節 安全で良質な住環境づくり（住宅・住環境）



第8節 環境にやさしいまちづくり（環境保全）



第9節 清潔できれいなまちづくり（環境衛生）



第6章 新公共経営 ～協働で経営する自主・自律のまち～

第1節 市民との協働によるまちづくり（協働・自治の推進）



第2節 市民に開かれたまちづくり（情報共有）



第3節 健全で計画的・効率的な行政の体制づくり（行財政運営）



第4節 公共施設資産の管理体制づくり（アセットマネジメント）



第5節 広域的な連携体制づくり（広域行政）



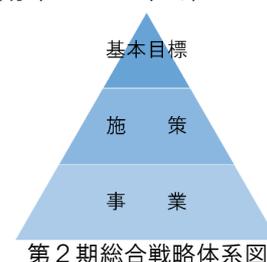
第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略について

国において、平成26(2014)年11月に「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、平成26(2014)年12月に人口の現状と将来の展望を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び、今後5か年の政府の施策の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定されました。これを受けて、本市においても、国の長期ビジョンや国の総合戦略を勘案しつつ、人口動向分析や市民の定住、結婚、子育て等に関する意向の把握を行い、「八潮市人口ビジョン」(以下「人口ビジョン」という。)を策定しました。

人口の将来展望は令和7(2025)年をピークに減少へ転じることが予測されており、今後の人口減少社会へ対応するため、人口ビジョンを踏まえ、平成27(2015)年度に「八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「総合戦略」という。)を策定し、人口減少対策に取り組んできました。

さらに、令和元(2019)年度には、第5次八潮市総合計画(以下「総合計画」という。)の見直し時期に合わせて、総合戦略の計画期間を令和3(2021)年度まで延長しました。

国及び県においては、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度の5か年を対象期間とした「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されており、本市においても引き続き将来の人口減少を見据えた各種事業を推進していく必要があることから、国及び県の総合戦略を勘案しつつ、「第2期八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定することとします。



○期間

令和4年4月1日から令和8年3月31日まで(4か年)

○基本目標

基本目標1 産業の振興と就労支援によるいきいきと働ける環境づくり

基本目標2 人や情報の交流による「住みやすさナンバー1のまち八潮」の発信

基本目標3 保育や教育の充実による親子が安心できる子育て環境づくり

基本目標4 自助・共助・公助の充実による安全・安心なコミュニティの形成

○施策

総合計画の実施計画(以下「実施計画」という。)において定めます。

なお、施策については、総合計画で位置付ける「施策の内容」を用いることとし、各施策に第2期総合戦略対象事業が含まれる場合は、総合計画の基本計画内に右のアイコンを表示します。

総合戦略

○事業

実施計画において定めます。

○数値目標及び重要業績評価指標(KPI)

第2期総合戦略における数値目標は、実施計画に定めます。また、重要業績評価指標(KPI)は、実施計画の成果指標とし、事務事業評価を用いて毎年度効果検証を実施します。